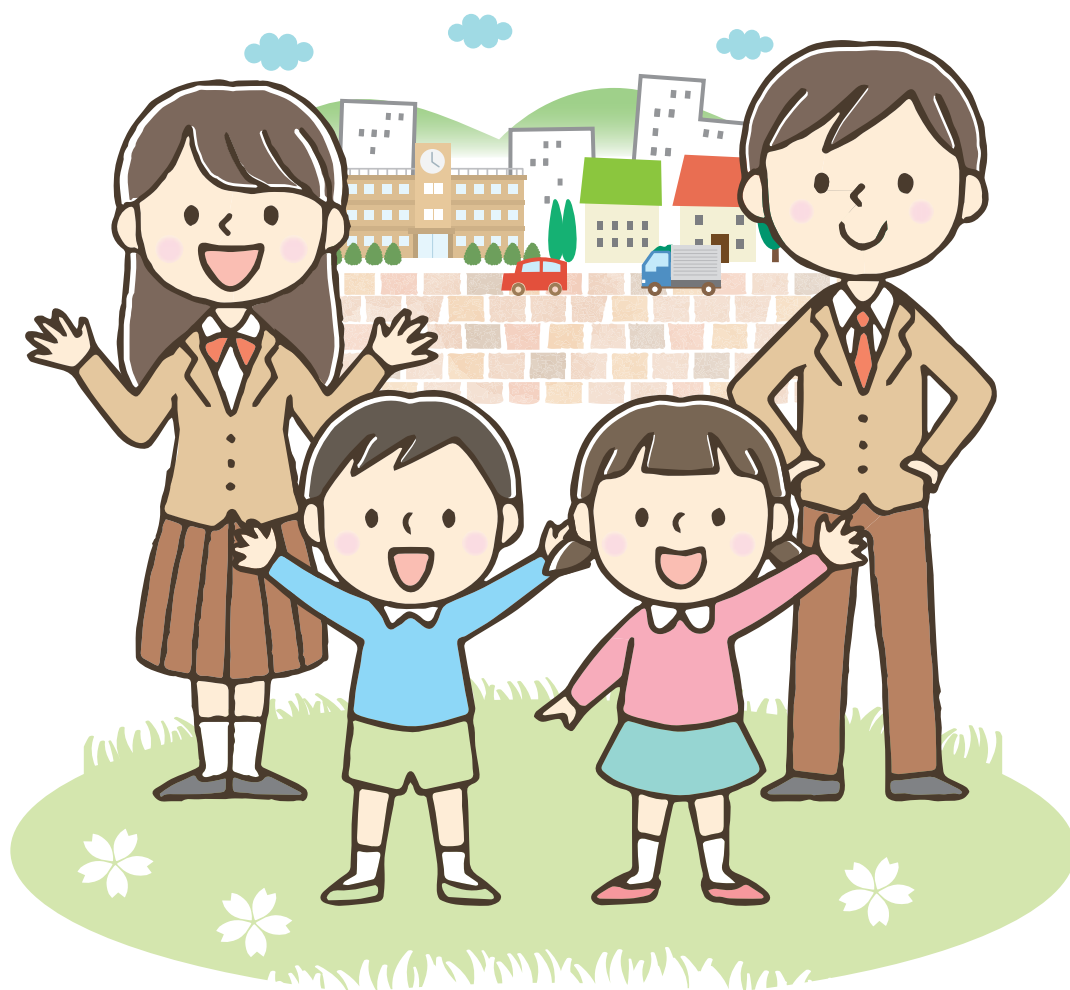


人権教育資料第43集「明日へのとびら」

人権教育学習プラン
校内研修のための
資料集その2



令和3年3月
和歌山県教育委員会

はじめに

国連は、教育は人権促進のためのもっとも効果的な手段の1つであると捉え、平成7年（1995年）からの10年間で、「人権教育のための国連10年」と定め、人権に関するグローバルな認識を高め、普遍的な人権の文化を育成するため、人権教育推進の取組を行ってきました。この取組を引き継いだ「人権教育のための世界計画」は、令和2年（2020年）から「青少年のための人権教育」をテーマとした第4フェーズに入り、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標と連携させることも盛り込まれました。

わが国においても、平成12年（2000年）に制定された「人権教育及び啓発の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成14年（2002年）に閣議決定され、学校、家庭、地域、職域その他様々な場を通じて、各種人権課題の解決に向けた施策が取り組まれているところです。

国内の人権を取り巻く最近の状況を見ますと、インターネットを悪用した人権侵害、障害等を理由とする偏見や差別、児童虐待の他、昨年からは、新型コロナウイルス感染症に関わる誹謗中傷等の人権問題が発生しています。

このような状況を踏まえ、平成28年（2016年）には、差別を解消するための3つの法律（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」）が、翌平成29年（2017年）には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（ただし、同法第4章は平成28年から）が施行されるなど、人権教育のさらなる推進が求められています。また、和歌山県では令和2年（2020年）3月に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」（同年12月に一部改正）が、12月に「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」が施行され、どちらの条例においても、教育の必要性が示されています。

和歌山県教育委員会では、このような国内外の人権教育を取り巻く情勢を踏まえ、「和歌山県人権教育基本方針」に基づき、人権教育の推進に努めており、研修会を充実させるとともに、「人権教育学習プラン」指導者用資料集を刊行してまいりました。

今年度は、校内研修での活用に焦点を当て、参考となる資料を掲載しています。各学校においては、これまで刊行してきた資料集と併せて活用され、学校全体としての組織的、計画的な人権教育推進の取組に活かされることを期待しています。

令和3年3月

和歌山県教育庁教育総務局

人権教育推進課長 堂本 淳也

CONTENTS

はじめに

人権研修のための資料と学習活動・実践事例の活用について	3
-----------------------------	---

I. 授業実践を通して人権教育を推進するために

① 人権教育の充実をめざした教育課程の編成	6
② 人権教育の指導内容の構成	6
③ 人権教育の指導方法の基本原則	8
④ 効果的な学習教材の選定・開発	9
⑤ 人権尊重の視点に立った授業づくりのためのチェックリスト	15

II. 個別の人権課題についての資料

① 重点的に取り組む人権課題について	18
② 平成28年に施行された人権に関わる法律について	19
③ 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の防止に向けて	23
・文部科学大臣からのメッセージ	28
④ 性的指向・性自認に関する人権について～多様な性について考えてみましょう～	31
・性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け) 周知資料 (一部抜粋)	36

III. 人権教育推進のための参考資料

○地域改善対策及び人権教育等の経緯	42
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)	43
○和歌山県人権尊重の社会づくり条例	44
○和歌山県人権施策基本方針【第三次改定版】(抄)	46
○和歌山県人権教育基本方針	47
○児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)【概要】	49
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)(抄)	52
○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)	54
○部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	55
○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)(抄)	56
○和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例	59
○和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例	61
○人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】	63
○平成24年度人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について【概要】	64

参考文献・資料一覧	65
-----------	----

人権研修のための資料と学習活動・実践事例の活用について

和歌山県教育委員会では、「学校教育指導の方針と重点」において、重点的に取り組む人権課題として下記の7つを示し、一人一人の子供の人権が尊重される教育を推進しています。

以下に個別の人権課題を取り上げた資料等の対応表を掲載しています。普遍的な視点に焦点を当てた指導内容と組み合わせながら、それぞれの学校で取組を進めてください。

重点的に取り組む人権課題	資料	学習活動・実践事例
男女平等の問題	H15 気づく・学ぶ・広げる人権学習 H29 校内研修のためのハンドブック 3	H17 対話ですすめる人権学習 H18 人権教育学習プログラム事例集 H22 実践事例集 4 H26 校内研修のためのハンドブック
子供の人権	H15 気づく・学ぶ・広げる人権学習 H30 校内研修のための資料集 R1 授業実践事例集	H17 対話ですすめる人権学習 H21 実践事例集 3 H22 実践事例集 4 H23 実践事例集 5 H24 実践事例集 6 H27 校内研修のためのハンドブック 2
高齢者の人権	H15 気づく・学ぶ・広げる人権学習 H29 校内研修のためのハンドブック 3	H17 対話ですすめる人権学習 H18 人権教育学習プログラム事例集 H21 実践事例集 3 H22 実践事例集 4 H23 実践事例集 5 H27 校内研修のためのハンドブック 2 H29 校内研修のためのハンドブック 3 R1 授業実践事例集
障害のある人の人権	H15 気づく・学ぶ・広げる人権学習 H27 校内研修のためのハンドブック 2 H28 人権学習のための手引き H29 校内研修のためのハンドブック 3 H29 人権学習パンフレット H30 校内研修のための資料集 R1 授業実践事例集 R2 校内研修のための資料集 2	H17 対話ですすめる人権学習 H18 人権教育学習プログラム事例集 H21 実践事例集 3 H22 実践事例集 4 H24 実践事例集 6 H26 校内研修のためのハンドブック
同和問題（部落差別）	H15 気づく・学ぶ・広げる人権学習 H27 校内研修のためのハンドブック 2 H28 人権学習のための手引き H28 人権学習パンフレット H29 校内研修のためのハンドブック 3 H30 校内研修のための資料集 R1 授業実践事例集 R2 校内研修のための資料集 2	H17 対話ですすめる人権学習 H18 人権教育学習プログラム事例集 H21 実践事例集 3 H22 実践事例集 4 H23 実践事例集 5 H24 実践事例集 6 H29 校内研修のためのハンドブック 3 R1 授業実践事例集
外国人の人権	H28 人権学習のための手引き H29 校内研修のためのハンドブック 3 H30 校内研修のための資料集 H30 人権学習パンフレット R1 授業実践事例集 R2 校内研修のための資料集 2	H17 対話ですすめる人権学習 H18 人権教育学習プログラム事例集 H21 実践事例集 3 H24 実践事例集 6 R1 授業実践事例集
感染症に関する問題	H15 気づく・学ぶ・広げる人権学習 R2 校内研修のための資料集 2	H18 人権教育学習プログラム事例集 H20 実践事例集 2 H21 実践事例集 3 H22 実践事例集 4

重点的に取り組む人権課題以外にも、作成している資料があります。

個別の人権課題	資料	学習活動・実践事例
インターネットによる人権侵害	H15 気づく・学ぶ・広げる人権学習 H30 校内研修のための資料集	H21 実践事例集 3 H22 実践事例集 4 H26 校内研修のためのハンドブック
性的指向・性自認に関する人権	H27 校内研修のためのハンドブック 2 R2 校内研修のための資料集 2	

令和3年3月現在

和歌山県教育委員会では、各学校における人権教育の指導方法等の改善・充実の取組をより一層推進するため、校内研修を積極的に進めていただけるよう、全体計画、年間指導計画の作成・充実の取組や、具体的な実践事例や指導内容・方法等に関する参考資料を掲載した人権教育指導者用資料を、平成19年度より毎年刊行しています。

上記のハンドブックなどの資料は各学校に配布し、活用していただいているところですが、和歌山県教育委員会のホームページにも一部掲載していますので、必要に応じてご利用ください。

また、資料等についてご不明な点などがありましたら、下記までご連絡をお願いします。

和歌山県教育委員会人権教育推進課 TEL:073-441-3729

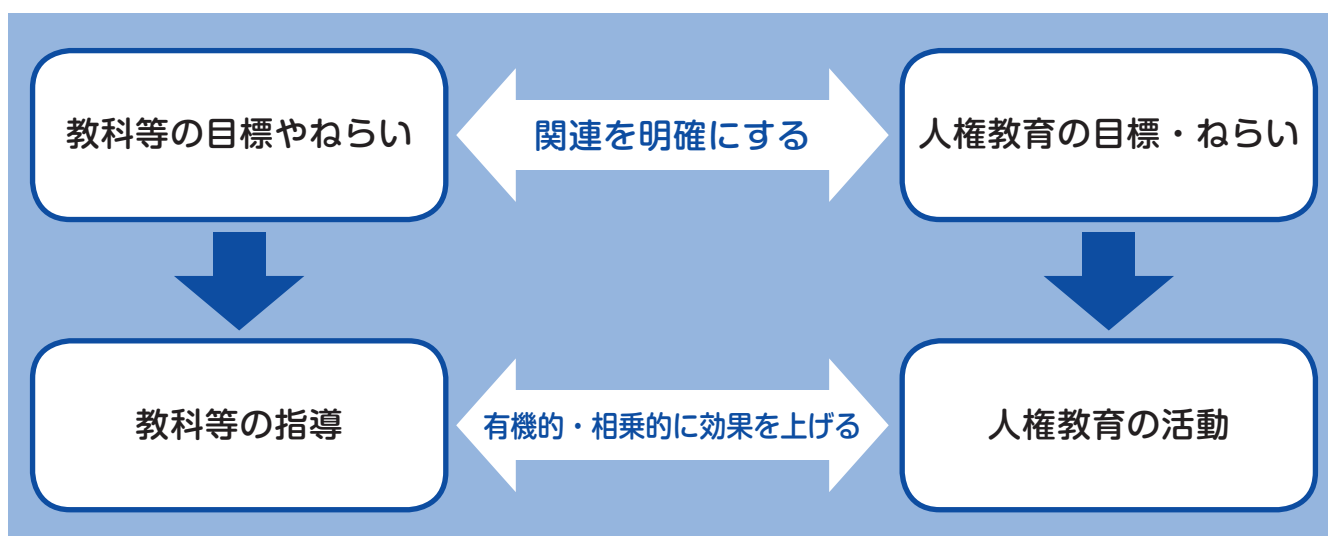
人権教育研修資料、人権学習パンフレット等
(和歌山県教育委員会人権教育推進課ホームページ)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501000/d00153192.html>



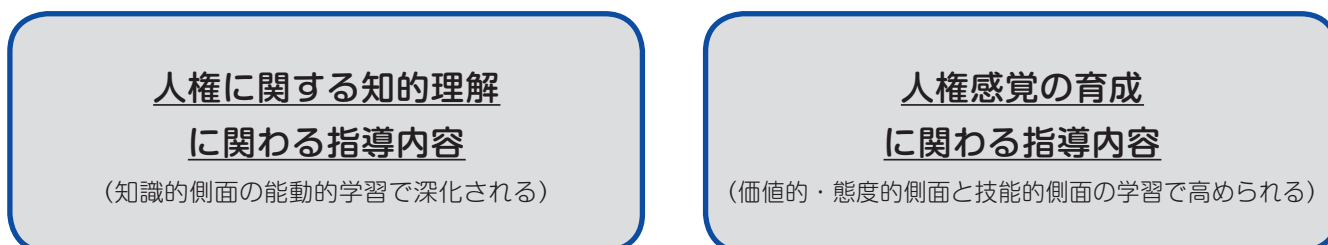
I. 授業実践を通して 人権教育を推進するために

① 人権教育の充実をめざした教育課程の編成



学校において人権教育を展開する際には、各教科等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進していくことが大切です。その際、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要です。

② 人権教育の指導内容の構成



人権教育は、幼児期、小学校、中学校、高等学校のそれぞれだけで完結するわけではありません。児童生徒の学びは連続しています。まず、「人権感覚」の育成に重点を置き、徐々に「知的理解」の育成に重点を増していくといったように、それぞれの発達段階や個人・学級の実態に応じた教育内容を考えることが必要です。このようにして、「人権感覚」と「知的理解」の両方を育成し、それが統合することで、人権課題の解決に向かう実践力につながります。

※学校全体における系統的な指導内容として、3つの側面の育成をバランスよく総合的に位置付けることが望ましいです。

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」
 自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度
 (以下の「人権に関する知的理解」と「人権感覚」とが結合するとき生じる)

人権に関する知的理解
 以下の知識的側面の
 能動的学習で深化される

人権感覚
 以下の価値的・態度的側面と
 技能的側面の学習で高められる

関連

- 知識的側面**
- 自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解
 - 人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
 - 憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令に関する知識
 - 自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識
 - 人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識等

- 価値的・態度的側面**
- 人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
 - 自己についての肯定的態度
 - 自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
 - 多様性に対する開かれた心と肯定的評価
 - 正義、自由、平等などの実現という目標に向かって活動しようとする意欲や態度
 - 人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度
 - 人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
 - 社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度等

- 技能的側面**
- 人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能
 - 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
 - 能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
 - 他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能
 - 人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能
 - 対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能
 - 複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能等

関連

関連

関連

全ての関係者の人権が尊重されている教育としての学校・学級
 (人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)

③ 人権教育の指導方法の基本原則

人権教育を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力に関しては、言葉で説明して教えるというような指導方法だけでは育てることは到底できません。児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くといえます。児童生徒が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠です。このことから、指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置くことに意義があります。

〈協力的な学習〉

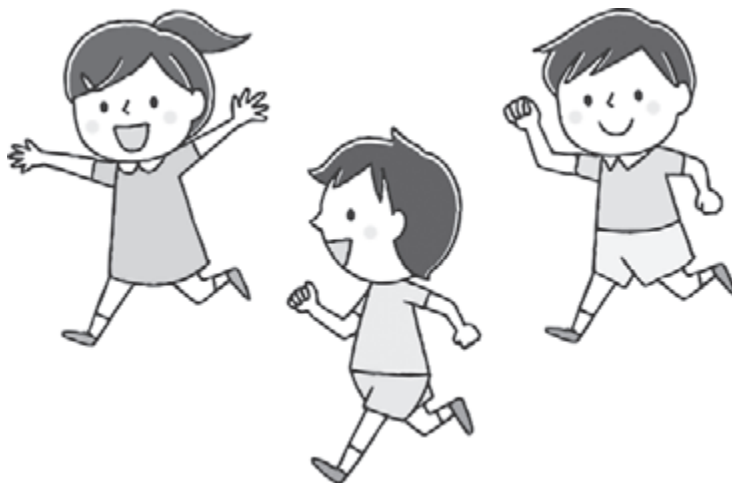
児童生徒が自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習。生産的・建設的に活動する能力を促進させ、結果として学力の向上にも影響を与える。さらに、配慮的、支持的で責任感に満ちた人間関係を助長し、精神面・心理面での成長を促し、社会的技能や自尊感情を培う。

〈参加的な学習〉

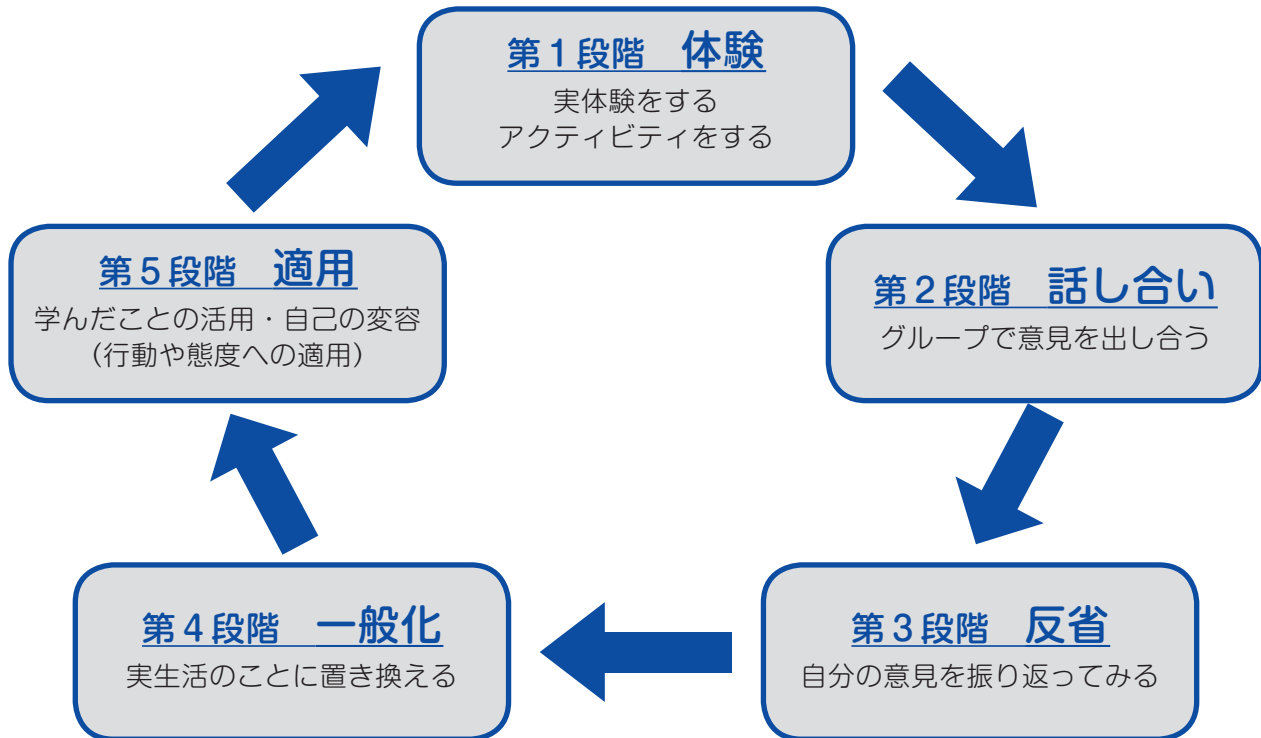
学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加することを基本的要素とする。児童生徒は参加を通して、他者の意見を傾聴し、他者の痛みや苦しみを共感し、他者を尊重し、自分自身の決断と行為に対して責任を負うことなどの諸能力を発展させることができる。

〈体験的な学習〉

具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習。自らの心と頭脳と体とを働かせて、試行錯誤しつつ、身をもって学ぶことで、生きた知識や技能を身に付けることができる。



体験的な学習に関する学習サイクル



「体験的な学習」のねらいは、「体験」を単なる体験に終わらせるのではなく、「話し合い」→「反省」→「一般化」→「適用」という具体的、実践的な段階を丁寧に踏むことによって、体験した事柄を内面化し、自己変容へと結び付けさせることにあります。

④ 効果的な学習教材の選定・開発

学習の目的に応じて、生命の大切さに気づくことができる教材、様々な人権問題に気づくことができる教材、それぞれの人権問題を深く考えるための教材、自分自身を深く見つめることを意図した教材、身の回りの世界や周囲の人々との関わりを問い直すための教材、コミュニケーションのとり方や自己を的確に表現する技能を学ぶ教材など、多様な学習教材の選定・開発が望まれます。

学習教材の選定・開発に際しては、児童生徒の発達段階を十分考慮するとともに、その内容を公正さの確保の観点から吟味することも大切です。例えば、身近な事柄を取り上げる場合など、教材の内容によっては、プライバシーの保護等にも十分配慮することが重要です。

(効果的な教材例)

〈外部講師の講話〉

福祉作業所や高齢者施設などにおいて人権課題と直接関わって働く人、また、高齢者や障害のある人などの講話や談話は、児童生徒に自分の生き方を振り返らせ、人権課題と真摯に向い合せる契機となります。また、地域の人や人権課題に直接関わる人から直接出されるメッセージは、生活課題と結びついて、児童生徒に深く考え自らを見つめ直させる教材として効果的です。

〈保護者とともにつくる教材〉

児童生徒と関わる大勢の人たちとの協働による教材の開発は、学校における人権教育への理解を深めるとともに、共に児童生徒を育てるといふ人権教育の基盤づくりにもつながるものであり、意図的に設定していくことが効果的です。

〈視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材〉

人権劇や映画、ビデオなど、学校がねらいとしている課題を取り上げたものが活用できます。読み物資料も視聴覚教材として再編集することにより、児童生徒の関心を高め、学習効果を向上させることが可能となります。パソコンの活用なども考えられます。例えば、児童生徒が自ら演じる「人権劇」などは、当事者としての意識を高めるだけでなく、観劇する児童生徒たちにとっては、効果的な教材となる可能性をもっています。

〈同世代の児童生徒の作品の教材化〉

人権作文・人権標語・人権ポスターをはじめ、同世代の児童生徒たちが取り組んだ作品は、児童生徒にとって身近な学習教材です。

〈地域や身近な事柄の教材化〉

地域におけるフィールドワークなどとの関連を図りながら、地域の歴史や産業などを取り上げて教材化します。市町村においては、これに関連する資料等が図書館などに保管されていることも多いので、それらの活用は可能であり、容易であるかと思えます。ただし、活用に当たっては、児童生徒の実態や発達段階を踏まえ、また、学校がねらいとしている課題との関連等の点から検討が必要です。

〈小説、詩などの教材化〉

学習教材は、一人一人の児童生徒が自らの体験を十分に追体験できるものであることが望ましいです。小説、詩、歌などの作品については、児童生徒の実態を踏まえ、取り上げようとしている人権課題のねらいを明確にして活用したいです。また、取り上げ方によっては、ねらいから外れてしまう危険性も考慮し、指導過程上のどこでどのように活用していくのかを事前に想定して開発していくことが大切です。

〈人権課題に関する歴史的事象の教材化〉

児童生徒の発達段階を踏まえ、歴史上、人権課題に直面した人物の生き方に触れさせたり、人権侵害の出来事について考えさせたりするような教材を設定することも重要です。

2つのアプローチからの人権教育の指導

人権教育の指導に当たっては、次の2つのアプローチがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられています。これらを組み合わせて学習することが効果的です。

【普遍的な視点からのアプローチ】

「人権基準」といった法令等の知識とともに、人権とは何かといった「人権の意義・内容」、「多様性の受容」、「自己尊重の感情」及び「コミュニケーション」等、人権一般の普遍的な視点からアプローチした取組

【個別的な視点からのアプローチ】

以下のような個別の人権課題について焦点を当ててアプローチした取組

女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、その他（性的指向・性自認に関する人権）など具体的な人権課題について学ぶこと

課題等の選定について

様々な人権課題の中から、児童生徒の発達段階に配慮しつつ、それぞれの実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時期を捉えて、効果的に学習を進めていくことが求められます。

個別の人権課題の指導に取り組むに際して

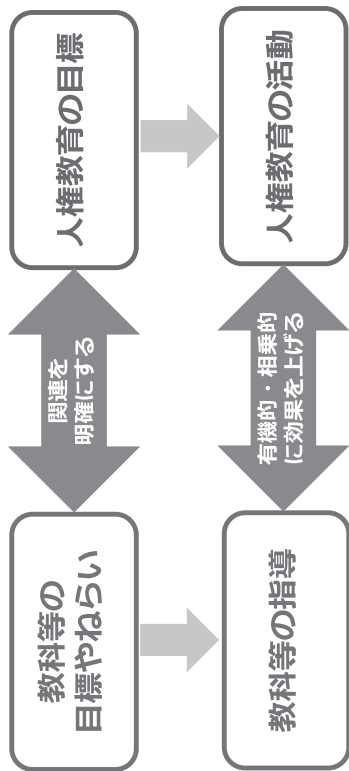
- ・当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解する。
- ・当該人権課題に関わる当事者等への理解を深める。
- ・児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている人がいることを想定する。
- ・個人情報やプライバシーに関することへの配慮を行う。

※次のページには、6ページから11ページの内容をスライド形式にまとめたものを掲載しています。人権教育推進課ホームページには、このパワーポイント資料を掲載していますので、ダウンロードしていただき、校内研修等でご活用ください。



<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501000/d00153192.html>

① 人権教育の充実をめざした教育課程の編成



② 人権教育の指導内容の構成

人権に関する
知的理解に関わる
指導内容

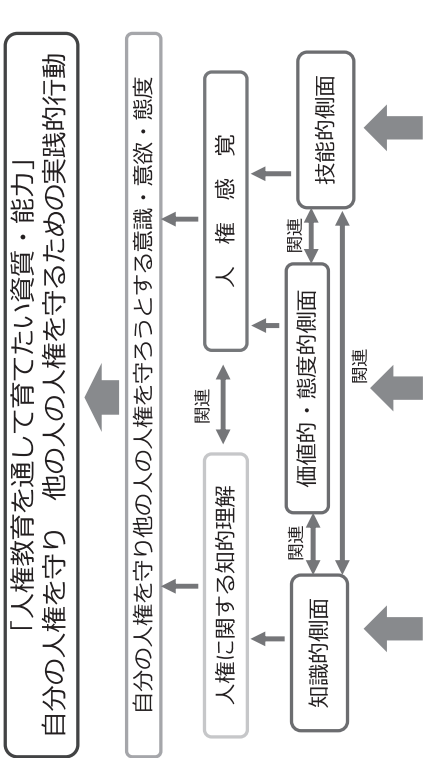
知識的側面の
能動的学習で深化される

人権感覚の
育成に関わる
指導内容

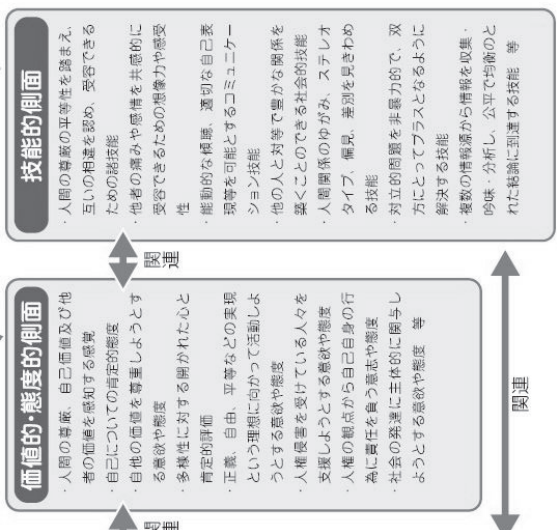
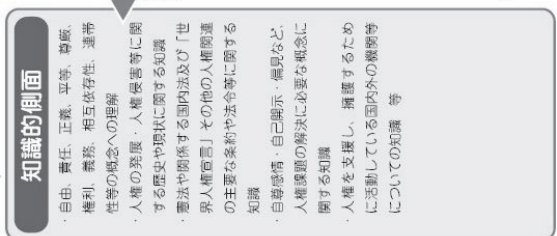
価値的・態度的側面と
技能的側面の学習で
高められる

学校全体における系統的な指導内容として、
3つの側面の育成を総合的に位置付けることが望ましい

② 人権教育の指導内容の構成



全ての関係者の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級
人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】～指導等の在り方編～（文部科学省）より



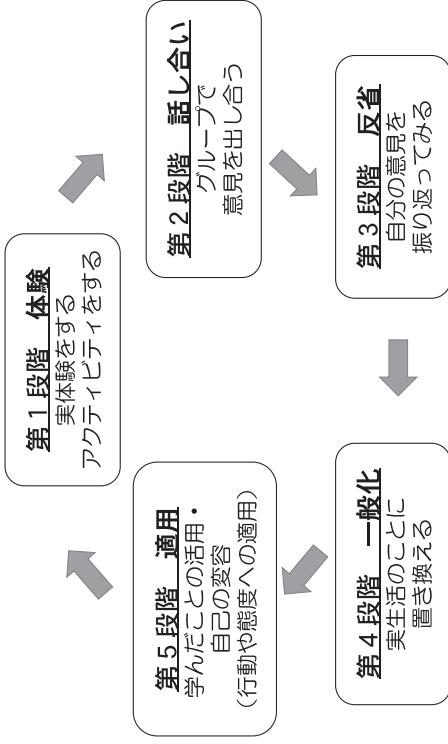
人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】～指導等の在り方編～（文部科学省）より

③ 人権教育の指導方法の基本原則

- 協力的な学習
- 参加的な学習
- 体験的な学習

③ 人権教育の指導方法の基本原則

○ 体験的な学習に関する学習サイクル



④ 効果的な学習教材の選定・開発

(効果的な教材例)

- 外部講師の講話
- 保護者とともにつくる教材
- 視聴覚教材など児童生徒の訴える教材
- 同世代の児童生徒の作品の教材化
- 地域や身近な事柄の教材化
- 小説、詩などの教材化
- 人権課題に関する歴史的事象の教材化

④ 効果的な学習教材の選定・開発

○ 2つのアプローチからの人権教育の指導

普遍的な視点 からのアプローチ

「人権基準」といった法令等の知識とともに、人権とは何かといった「人権の意義・内容」、「人権性の受容」、「自己 尊重の感情」及び「コミュニケーション」等、人権一般の普遍的な視点からアプローチした取組

個別的な視点 からのアプローチ

以下のような個別の人権課題について焦点を当ててアプローチした取組
女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、その他(性的指向・性自認に関する人権)など具体的な人権課題について学ぶこと

④効果的な学習教材の選定・開発

- 課題等の選定について
- 個別の人権課題の指導に取り組むに際して
 - ・当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解する。
 - ・当該人権課題に関わる当事者等への理解を深める。
 - ・児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている人がいることを想定する。
 - ・個人情報やプライバシーに関することへの配慮を行う。

⑤ 人権尊重の視点に立った授業づくりのためのチェックリスト

授業においては、一人一人が大切にされるとともに、互いのよさや可能性が発揮できる取組など、人権が尊重される学習活動づくりに努めなければなりません。

下のチェック項目を参考に、日頃の授業についての点検を行いましょう。

	内 容	チェック
授業の計画	1 児童生徒の発達段階を踏まえた単元目標及び次目標を設定しているか。	
	2 単元目標及び次目標を達成できる学習内容になっているか。	
	3 児童生徒のつまずきや授業に期待していることを把握し、指導計画が立てられているか。	
	4 本時の目標は、本時の評価規準と整合しているか。	
	5 わかる楽しい授業となるような教材研究をしているか。	
授業の土台づくり	6 児童生徒に学習規律が身に付いているか。	
	7 指名するとき、児童生徒によって呼び方を変えず、「〇〇さん」など公平な呼び方をしているか。	
	8 発問や指名が特定の児童生徒に偏らないように配慮しているか。	
	9 児童生徒にわかりやすい発問や指示を行っているか。	
	10 板書は、授業内容を構造的でわかりやすく示すものになっているか。	
	11 授業の開始と終了の時刻を、教師自身が守っているか。	
授業の展開	12 児童生徒が興味・関心をもてる導入ができているか。	
	13 授業のねらいが明確に示され、児童生徒と共有しているか。	
	14 児童生徒が学習の見通しをもつことができるようにしているか。	
	15 児童生徒に考える時間を保障しているか。	
	16 授業者主導ではなく、児童生徒の意見を授業の展開に反映させるなど、双方向の授業展開となっているか。	
	17 間違いや失敗も含め、児童生徒の多様な考えを大切に学習を進めているか。	
	18 児童生徒が自己決定、自己選択するなど、主体的に活動できる場面を設けているか。	
	19 授業者の一方的な思いでなく、児童生徒が主体的に考え、判断し、表現する場面を確保しているか。	
	20 児童生徒が互いの良さを認め合える場面があるか。	
	21 振り返りの時間を確保し、児童生徒に学習の成果を自覚させているか。	
子供への支援	22 児童生徒一人一人の言葉を傾聴し、出された意見や活動に対し適切な評価（承認、賞賛、励まし等）をしているか。	
	23 児童生徒一人一人の学習状況や理解度に応じた指導・支援を行っているか。	
	24 授業内容がわからない児童生徒をそのままにせず、適切な指導・支援がなされているか。	
	25 児童生徒に「わかった」「できた」という達成感をもたせるように工夫しているか。	

点検基準（例） A：十分 B：ほぼ十分 C：やや不十分 D：要改善



Ⅱ. 個別の人権課題についての資料

① 重点的に取り組む人権課題について

和歌山県教育委員会では、「学校教育指導の方針と重点」において、以下の7点を取り上げ、教育課題や取り組むべき内容を示しています。子供の発達段階に配慮しつつ、それぞれの地域や学校の実情に応じて、様々な人権課題に取り組むことが大切です。

〈重点的に取り組む人権課題〉

【男女平等の問題】

- ・女性差別の撤廃に関する歴史的経緯と現状について正しく理解させるとともに、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を養い、多様な性についての理解を含め、発達の段階に応じて男女の平等や男女相互の理解と協力等についての指導を充実する。

【子供の人権】

- ・子供が、自他の人権を大切にし、自らが権利の主体であるという意識を高めるとともに、子供の実態を十分把握し、一人一人の子供を大切にされた教育を推進する。

【高齢者の人権】

- ・高齢化の進展に伴う社会の課題や高齢者の介護や福祉の問題について理解を深めさせるとともに、体験的な学習を通じ、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、高齢者の人権を尊重する態度を育成する。

【障害のある人の人権】

- ・障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現に向け指導するとともに、障害のある子供と障害のない子供との交流学习及び共同学習を推進し、障害についての理解を深める教育を充実する。

【同和問題（部落差別）】

- ・同和問題（部落差別）に関する歴史や現状について正しく認識させるとともに、その問題を自らの課題として捉え、課題解決に向け実践する態度を育成する。
- ・子供の実態、地域の実情等を十分に把握し、保護者や地域の願いを十分受け止め、同和問題（部落差別）の解決をめざす教育を推進する。

【外国人の人権】

- ・外国人に対して差別意識や偏見をもつことのないよう、習慣や文化の異なる人々が共に生きていくための資質や能力を育成するとともに、子供たちが広い視野をもって異文化を理解し、互いに尊重し合う態度を養う。

【感染症に関する問題】

- ・感染症に関する様々な情報の中には、不確かな情報や事実と異なる情報もあるという認識のもと、氾濫する情報に翻弄されることなく、正しい情報に基づいて認識・判断し、差別や偏見、いじめを生み出さない態度を育成する。

② 平成 28 年に施行された人権に関わる法律について

「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」 「教育機会確保法」

平成 28 年に 3 つの人権に関わる法律が施行されました。また、「教育の機会の確保に関する法律」の一部も施行されました。個別の人権課題の指導に取り組む際には、関係法令等に表れた考え方を正しく理解することが重要です。これらの法律の趣旨を踏まえ、以下の点に留意して指導を行ってください。

【障害者差別解消法】

正式名称 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 4 月 1 日施行）

概要

障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

- ・ 特別活動や総合的な学習（探究）の時間等において、体験活動を積極的に取り入れたり、ボランティア活動への参加を促したりするなど、障害についての理解や、介助・福祉の問題などに関する理解を深めさせる取組を充実しましょう。
- ・ 学校においては、合理的配慮の提供は法的義務となります。障害のある子供がどのような配慮を必要としているのか、保護者を含めて教職員全体で理解を深めましょう。

【ヘイトスピーチ解消法】

正式名称 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
（平成 28 年 6 月 3 日施行）

概要

本邦外出身者に対する「不当な差別的言動」の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現をめざしたものです。

国等の責務と、基本的施策を定め、不当な差別的言動の解消を推進することを目的としています。

- ・ 子供が、自国の文化や伝統等に対する認識の上で、諸外国の生活や文化等に関する理解を深めるよう交流活動を積極的に推進しましょう。
- ・ 歴史的背景や社会的背景を踏まえ、外国人についての認識を深めるとともに、教育活動全体を通じて、広い視野をもち、異なる習慣や文化をもった人々とともに生きる態度を育成しましょう。

【部落差別解消推進法】

正式名称 部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 16 日施行）

概要

部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるように努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。

- ・ 学校教育、社会教育が相互に連携・協力して、保護者や地域の人々の同和問題（部落差別）に関する理解を促進させましょう。
- ・ 教育及び啓発をするに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消につながるよう、その内容や手法等に配慮しましょう。

★「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」

（令和 2 年 3 月 24 日施行 令和 2 年 12 月 24 日一部改正）

なぜ、条例を制定したの？

和歌山県では、これまでも様々な施策に取り組んできた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、結婚などに際して同和地区かどうかを問い合わせる行為や、インターネット上に同和地区やその関係者を忌避・排除する書き込みなどの部落差別が発生しています。

このような状況を踏まえ、行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することをめざして、条例を制定しました。

条例の主な内容は？

■ 基本理念

- ・ 部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってははいけません。
- ・ 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消に取り組みましょう。

■ 部落差別の禁止

- ・ インターネットを利用した部落差別を行ってははいけません。
- ・ 結婚及び就職に際しての身元の調査による部落差別を行ってははいけません。
- ・ 個人への誹謗中傷や落書きその他あらゆる行為により、部落差別を行ってははいけません。

■ 県、県民、事業者の責務を規定

- ・ 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別のない社会を実現するために決めました。

■ 特定電気通信役務提供者（プロバイダ）の責務を規定

- ・ プロバイダ自身が、インターネット上に投稿された情報により部落差別が行われていることを確認した場合は、当該情報を削除いただくことを求めています。

県はどのような取組をするの？

■ 国、市町村、県民、事業者、関係機関等と連携を図りながら、部落差別の解消のための施策を行います。

<部落差別の解消のための施策>

- ・ すべての人に部落差別に関しての理解と認識を深めていただくため、教育及び啓発を実施します。
- ・ 部落差別に関する相談に対応します。また、部落差別に関する相談に応じるため、相談体制の充実を図ります。
- ・ 市町村と連携して、部落差別を行った人に対し、部落差別を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導します。また、これに従わない場合には、勧告を行います。
- ・ 部落差別に関する意識調査など、必要な調査を行います。

■ 部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に対し、必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行います。

県民や事業者に求められていることは？

■ 人権尊重の社会づくりの担い手として、部落差別の解消の推進に協力してください。

<県民・事業者の方へ>

- ・ 県民の皆さんは、率先して部落差別の解消のために取り組むようお願いします。
- ・ 事業者の皆さんは、自社の従業員の人権意識の高揚を図るための研修などを行うようお願いします。
- ・ 行政が実施する講演会や研修会、啓発活動に参加をお願いします。

リーフレット「部落差別解消推進条例を施行しました」（和歌山県企画部人権局人権政策課）より一部引用

※この条例に関するリーフレットを、和歌山県企画部人権局ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/d00203694.html>

また、この条例の条文は、本資料集の 59 ページから 60 ページに掲載しています。



【教育機会確保法】

正式名称 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
(平成 29 年 2 月 14 日施行 ただし、同法第 4 章は平成 28 年 12 月 14 日施行)

概要

教育基本法や児童の権利に関する条約などの趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保を総合的に推進することを目的としたものです。

- ・不登校児童生徒に対しては、学校全体で支援を行うことが必要であり、校長のリーダーシップの下、学校や教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と協力して対応しましょう。
- ・経済的または様々な理由から十分に義務教育を受けられなかった人が存在し、それらの人の中には日常生活における文字の読み書きが不自由な人がいることを理解させる取組をしていきましょう。

○識字問題

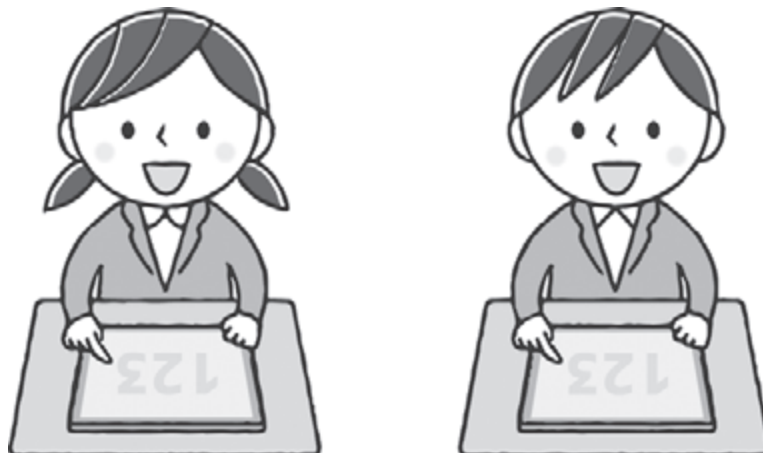
識字問題とは、日常生活における文字の読み書きが不自由な人に関わる問題です。

わが国においても、部落差別や経済的理由（貧困）等によって、学校を長期欠席・不就学等を余儀なくされ、学習の機会や就学等が保障されなかったため、日常生活における文字の読み書きが不自由な人がいます。

識字問題は、単に読み書きができないということにとどまらず、運転免許や様々な資格が取れない、希望する職業に就けない、文化的な生活が送れないなどという、基本的人権の保障に関わる切実な問題です。

和歌山県内には、文字の読み書きなどを学習する識字学級が開設されています。

そのほかに、和歌山県教育委員会では、定時制高校 4 校で、学び直しを希望する人を対象とした「きのくに学びの教室」を開講しています。講座の中には、生活に必要な読み書きなどを学べる講座もあります。



③ 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の防止に向けて

これまで、ハンセン病やHIVなどの感染症への差別や偏見、また、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故により避難した児童生徒への差別的な言動やいじめなど、正しい知識や理解の不足から、学校や職場、地域、医療現場など、日常生活の様々な場面で人権が侵害されてしまう出来事が繰り返されてきました。

残念ながら、新型コロナウイルス感染症についても、感染した方や治療・対策に携わった関係者及びその家族等に対する差別、SNS等において個人を特定する情報や風評被害が懸念される情報の拡散等の事例が起っています。

感染症に対するおそれや不安を感じ、感染症に関わる人を遠ざけたいとする心理による行動とも言えますが、いかなる場合であっても、差別や偏見、いじめ等は決して許されるものではありません。学校においても、これらの行為は不適切であり、あってはならないことです。また、特定の児童生徒をコロナウイルス呼ばわりしてからかたりいじめたりするなどということも、決してあってはならないことです。

新型コロナウイルスは誰でも感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。差別や偏見、いじめ等の発生を防ぐために、以下の点に留意し、一人一人の児童生徒が安心して学べる学校づくりへの取組をお願いします。

- ①正しい情報をもとに、差別や偏見、いじめ等を生み出さないよう、人権に配慮した冷静な行動をとることが大切です。万が一、身近なところで感染が発生したときには、適切な対応がとれるよう心がけることも重要です。
- ②現在は、テレビや新聞などの報道機関だけでなく、SNS等での投稿や書き込みなど、誰もが情報を発信できるようになっています。新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報の中には、不確かな情報や事実と異なる情報もあります。氾濫する情報に翻弄されることなく、国や都道府県などの公的機関が提供する正しい情報に基づいて認識・判断することが大切です。
- ③各学校においては、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うとともに、新型コロナウイルス感染症を理由に、悩んでいる児童生徒や孤立している児童生徒がいないかという視点を持ち、一人一人を注意深く見守り、人と人とのつながりを大切にしながら、仲間づくり等の取組をお願いします。

★「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」

(令和2年12月24日施行)

なぜ、条例を制定したの？

本県においても、新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者などへの誹謗中傷や風評被害、SNS等による感染者の特定といった被害が発生しています。

このような状況を踏まえ、行政、県民、事業者等が連携を図りながら、誹謗中傷等が行われない社会の実現をめざすために、「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を制定しました。

条例の主な内容は？

■ 誹謗中傷等の禁止

インターネットへの投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、

- ・新型コロナウイルス感染症に感染したこと又はそのおそれがあること
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないこと

を理由に、その内容が事実か否かに関係なく、誹謗中傷を行ったり、不当に名誉を毀損したり、本人の同意を得ることなく公表されていない情報を不当に公表したりする行為を行ってはけません。

■ 県、県民、事業者の責務を規定

誹謗中傷等が行われない社会を実現するために、県、県民、事業者が取り組むべきことを定めました。

■ 特定電気通信役務提供者（プロバイダ）の責務を規定

インターネット上に投稿された誹謗中傷等の情報を削除することができるのは、投稿した本人又はプロバイダに限定され、誹謗中傷等の情報の拡散防止を図るために、プロバイダが取り組むべきことを定めました。

県はどのような取組をするの？

■ 国、市町村、県民、事業者、関係機関等と連携を図りながら、誹謗中傷等の実態の把握と、誹謗中傷等をなくすための施策を行います。

<誹謗中傷等をなくすための施策>

- ・すべての人が新型コロナウイルス感染症についての理解を深め、正しい認識を持っていただくために、教育及び啓発を実施します。
- ・誹謗中傷等にあわれた方からの相談に対応します。また、誹謗中傷等に関する相談に対応するため、相談体制の充実を図ります。
- ・市町村と連携して、誹謗中傷等を行った人に対し、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導します。また、これに従わない場合には、勧告を行います。

■ 誹謗中傷等をなくすために、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者等の取組に対し、必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行います。

県民や事業者に求められていることは？

■ 人権尊重の社会づくりの担い手として、誹謗中傷等が行われたい社会の実現にご協力ください。

＜県民・事業者の方へ＞

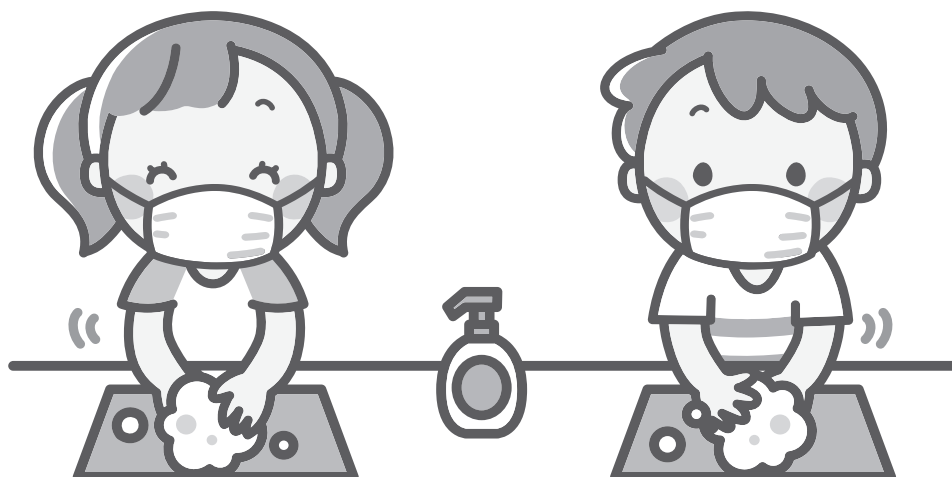
- ・ 県民の皆さんは、不確かな情報や根拠のない噂に惑わされることなく、県や市町村などの正しい情報に基づき、人権に配慮した行動をお願いします。
- ・ 事業者の皆さんは、自社の従業員が誹謗中傷等を行わないための研修などをお願いします。
- ・ 行政が実施する講演会や研修会、啓発活動に積極的な参加をお願いします。

リーフレット「新型コロナ誹謗中傷対策条例を施行しました」(和歌山県企画部人権局人権政策課)より一部引用

※この条例に関するリーフレットを、和歌山県企画部人権局ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/d00206062.html>

また、この条例の条文は、本資料集の 61 ページから 62 ページに掲載しています。



指導例 「新型コロナウイルスによる負のスパイラルを断ち切るために」

※児童生徒の発達段階に応じて、学習活動に取り組む時間数や内容を変えていただき、取り組んでいただければと思います。

ねらい

児童生徒一人一人がコロナ禍で感じた気持ちにあらためて向き合い、他者と交流、共感し、互いの取組を認め合うとともに、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の防止に向けて、ともに考え実行していく意欲を育む。

育てたい資質・能力

- ・ 価値的・態度的側面（自他の価値を尊重しようとする意欲や態度）
（正義、自由、平等などの実現という目標に向かって活動しようとする意欲や態度）
- ・ 技能的側面（能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能）

本時の展開

学 習 活 動	●指導上の留意点 ☆人権教育上の配慮 ◎人権教育に視点をあてた評価の規準
<p>1 3つの感染症が、どのようにつながっているのか考える。</p> <p>2 第1の感染症「病気」を防ぐためにできることについて考え、共有する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0f0ff; margin: 10px 0;"> <p>「手洗い」「うがい」「マスク着用」 「咳エチケット」「人混みを避ける」 「規則正しい生活習慣（早寝早起き、バランスよく栄養をとる）」など</p> </div> <p>3 新型コロナウイルスの流行が始まってから、長期の休校中、学校再開後、毎日の生活の中で、どのような気持ちになったか、または、今になっているか。自分の気持ちをありのままに書く（必要に応じて伝え合う）。</p>	<p>● 挿絵を提示し、感染症には3つの顔があること、3つの感染症にどのようなつながりがあるかを考えさせる。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 10px; top: 50px;">ひとりひとりが気を付けないとつらさはこぼりやってくる！</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50px;">3つの「感染症」はつながっている</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 10px; top: 50px;">この「感染症」の怖さは、新気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が異なる病気の蔓延につながるのです。</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50px;">3つの「感染症」はどうつながっているの？</p> </div> <p>● あらためて、コロナ禍で生活している自分自身の気持ちを整理したり、自分と同じように他の児童生徒も様々な不安などを感じていることに気づいたり共感したりする機会とする。</p>

4 世の中で起こっている新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等について考える。

- 感染者が多い国やその国の方々への誹謗中傷や SNS 等での心無い書き込み
- 感染者やその家族、対応している医療関係者等への不当な偏見や差別、いじめ
- 感染者が出た施設に対して、その施設の使用禁止などの風評を SNS 等へ書き込み
- 海外から帰国された方や海外での日本人等に対する不当な偏見や差別、いじめ 等

5 コロナ禍においても自分が続けられている、頑張っていることを出し合う。

そして、長期化するコロナ禍において、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を防いだりなくしたりするために一人一人ができることを考え、みんなで共有する。

◎自分の気持ちを素直に表現したり、他の児童生徒の気持ちを受け入れ認めたりすることができている。【技能】

☆他の人の気持ちや考えを、批判せず、受け入れてあげるように指導する。

● コロナ禍以前の自分の生活や考え方と違うところ、変わらずに続けられているところをあらためて考える機会とする。

- ・新型コロナウイルス感染症に関わる様々な出来事について、冷静な判断ができているだろうか。
- ・感染者発生の報道等を見聞きし、感染者に対して嫌悪の感情ばかりがわいていないか。
- ・新型コロナウイルスに関する不確かな情報をおのみにして行動したり発言したりはしていないか。

☆ 頑張っていることをお互いに認め合う。

● 誹謗中傷等の防止に向けて、みんなで考えたことを実行していく意欲につなげさせる。

◎新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を防いだりなくしたりするためにできることを考え、発表しようとしている。

【価値態度】

参考資料

日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」

児童生徒等や学生の皆さんへ

新型コロナウイルスが広がってから、皆さんは、学校はどうなるのだろう、この先どうなるだろうと、不安だったのではないのでしょうか。新しい学期を迎えるに当たって、皆さんに伝えたいことがあります。

まず、感染症にかからないようにするには、いくつかの方法があります。すでに皆さんが取り組んでいるように、話をするときにはマスクをしたり、手を洗ったり、具合が悪い場合には学校を休んだりしてもらうことです。そして何より、健康的な生活を送ることが大切です。それでも、これまでも皆さんは風邪をひいたり、インフルエンザになったりしました。今はさらに新型コロナウイルスが課題になっています。

この三つは、症状がよく似ています。ですから、今後、皆さんの誰もがこうした症状を経験することがあるでしょう。具合が悪い人の中には、新型コロナウイルスに感染したと診断される人も身近な人の中から出るかもしれません。もちろん、それが友達だと分かったら自分は大丈夫かなど不安になることもあるでしょう。

新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。学校やクラスの中で感染することは悪いことだという雰囲気が出てしまうと、新型コロナウイルスに感染したと疑われることをおそれて、具合が悪くなっても、その後は言いだしにくくなったり、病院に行くのが遅くなったりしてしまいます。そうすると、さらに皆さんの地域でも感染が広がってしまうかもしれません。

感染した人や症状のある人を責めるのではなく、思いやりの気持ちを持ち、感染した人たちが早く治るように励まし、治って戻ってきたときには温かく迎えてほしいと思います。もし、自分が感染したり症状があったりしたら、友達にはどうしてほしいかということを考えて行動してほしいと思います。

すでに、感染した人達が心ない言葉をかけられたり、扱いをされたりしているという事例が起きています。こうしたことが皆さんの周りでも起きないように、皆さんにも協力してほしいのです。

また、高齢者や病気がちの人は、感染すると症状が重くなってしまう危険があります。自分は元気だから大丈夫ということではなく、そのような人たちに感染させることがないように、思いやりの気持ちを持ってほしいと思います。

新型コロナウイルス感染症が広がり、皆さんの日々の生活は一変したと思います。

以前のように、友達と会いにくくなり、スポーツや文化に触れる機会も少なくなり、将来への不安やストレスを抱えている人も多いでしょう。

これまでも、私たち人間は、新型コロナウイルスのような新しい病気を経験しました。そのたびに、世界中の研究者が病気の原因を探り、予防方法を見つけたり、薬の開発をしたりしてきました。そうして、私たちは、病気と共存していく。この歴史は繰り返されています。新型コロナウイルスも研究が進んで解明されれば、予防と治療ができるようになり、新たな共存生活が始まります。

私たち大人は、皆さんの応援団として、将来の見通しを持ち、未来の社会の担い手である皆さんが学ぶ機会、遊ぶ機会、交流する機会を最大限作っていきます。それまで、皆さんは今自分ができる予防をしっかり行い、将来の目標を持ち、家庭や学校で日々の学びを続けてほしいと願っています。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

教職員をはじめ学校関係者の皆様へ

児童生徒等の学びを確保するための取組が行われているのは、学校の設置者や教職員の皆様が感染症対策と教育活動の両立に心を砕き、日々、大変な御尽力をいただいているおかげであり、心より感謝申し上げます。

本年六月から、ほとんどの学校において、教育活動が再開されていますが、児童生徒等や教職員など学校関係者の感染事例が見られるようになってきています。

そのような中、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、よりよい実践ができるよう、学校における指導が一層、重要になってきていると考えています。

文部科学省では、今年四月に、日常における保健の指導を念頭に置いた指導資料を作成し公表しました。更に、十月には、児童生徒等が感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考え、適切な行動を取れるよう啓発する動画も作成する予定です。

児童生徒等への指導に当たっては、例えば以下の点を身に付けさせることが大切です。

- ・感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- ・ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、基本的な感染症対策や、「三密を避ける」等の予防策の徹底が必要であること。
- ・誤った情報や認識、不確かな情報に惑わされることなく、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動を行うことができるようになること。
- ・感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、地域での感染につながり得ること。
- ・ウイルスに感染しても症状が出ない場合があり、自分が知らないうちに感染を広めることもあることから、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある方に接するときは注意が必要であること。

これらに加え、医療従事者や社会活動を支えている人たちへの敬意や感謝も伝えてほしいと考えています。

また、大学等の高等教育機関においても、学生の感染事例が確認されています。各大学等におかれては、引き続き、「三密を避ける」ことなど、学生への適切な注意喚起等に取り組んでいただきたいと考えています。

文部科学省としては、差別や偏見等を防ぐための取組について、今後も継続して進めてまいりますので、学校の設置者や教職員の皆様におかれましても、組織的で継続的な取組をお願いいたします。

感染症への対応は、今後、長期にわたることが想定されますが、文部科学省としても、少人数によるきめ細かな指導体制の整備について検討するなど、令和時代のスタンダードとして新しい時代の学びの環境整備に引き続き取り組んでまいります。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

保護者や地域の皆様へ

学校において、児童生徒等の学びを確保するための取組を進めることができているのは、保護者や地域の皆様に感染症対策の取組に御理解と御協力を賜っているからであり、心より感謝申し上げます。

しかし、このような取組を徹底しても学校や家庭、社会において感染するリスクをゼロにすることはできません。誰もが感染する可能性があります。その上、新型コロナウイルス感染症には未だ解明されていない点があり、ワクチンも開発中であることから、この感染症に対する不安をお持ちの方が多くと思います。

私たちは、この感染症と、この感染症がもたらした社会の変化に対して、現時点での科学的な知見や見解に基づいて、正しく向き合うことが必要です。私からは、保護者や地域の皆様に次の二点をお願いいたします。

第一に、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さないということです。

誰もが感染する可能性があるのですから、感染した児童生徒等や教職員、学校の対応を責めるのではなく、衛生管理を徹底し、更なる感染を防ぐことが大切です。

そして、自分が差別等を行わないことだけでなく、「感染した個人や学校を特定して非難する」「感染者と同じ職場の人や、医療従事者などの家族が感染しているのではないかと疑い悪口を言う」など身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、それに同調せずに、「そんなことはやめよう」と声をあげていただきたい。人々の優しさはウイルスとの闘いの強い武器になります。

感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、結局は地域での感染の拡大にもつながり得ます。その点からも差別等を防ぐことは必要なことです。

第二に、学校における感染症対策と教育活動の両立に対する御理解と御協力です。

感染症への対応が長期にわたることが想定される中、学校では、感染症対策を講じつつ学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進め、子供たちの健やかな学びを最大限保障するための取組を進めていただいているところです。また、大学についても、感染症対策の徹底と、対面による授業の検討も含めた学修機会の確保の両立をお願いしております。

これからの予測困難な時代を生きていく児童生徒等や学生が、必要となる力を身に付けていくことができるよう、学校の教育活動の継続への御理解と御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスのみならず、感染症へ正しく対応するためには、最新の科学的な知見等を知ることが不可欠です。政府として、分かりやすい広報に努めているところですが、保護者や地域の皆様におかれても科学的な知見等を日々の生活に活かしていただきたいと思います。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

用語について

○性的指向 (Sexual Orientation)
恋愛対象が誰であることを示す概念とされています。

L = Lesbian (レズビアン：女性同性愛者)
G = Gay (ゲイ：男性同性愛者)
B = Bisexual (バイセクシュアル：両性愛者)

○性自認 (Gender Identity)
性別に関する自己意識をいいます。

T = Transgender (トランスジェンダー：身体と心の性が一致していないため
身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生
きたいと望む人)

※性同一性障害とは、トランスジェンダーの中で、医療機関を受診し、
「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに対する
医学的な診断名です。

1

用語について

※LGBT以外にも、さまざまなセクシュアリティの人がいます。

Asexual アセクシュアル
(男性・女性どちらに対しても、恋愛感情や、いわゆる性愛の感情を抱かない人)
Xgender エックスジェンダー
(「心の性」を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人)
Questioning クエスチョニング
(自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または、決めない人)

Sexual Orientation (性的指向) と
Gender Identity (性自認) の英語の頭文字をとった
「SOGI (ソジ)」との表現もあります。

※SOGIに、Gender Expression (性表現…言葉や仕草、
服装など) の**DE**を加えた、**SOGIE** (ソジエ) との表現も
あります。

セクシュアルマイノリティであるかどうかにかかわらず、
すべての人がもっている概念

2

日本では・・・

- ・マスメディアでの扱い
- ・バラエティ番組と社会面の記事のギャップ

差別的意味合いを含むNGな言葉
(しかし、放送禁止用語になっていない)
オネエ、オカマ、ホモ、レズ、オナベ

無神経な会話と受け取られる
「結婚しないの？」
出産に関すること など

こういった社会において、当事者の子供たちは、
自己肯定感と自尊感情を育てていくことが出来るのだろうか？

あなたは、こんな言葉を聞いたり
気軽に使ったりしていませんか？
いま、あなたの隣にいる人が、この
言葉に傷ついているかもしれません。

出典：令和2年度人権教育指導者養成研修 (宝塚大学・日高庸晴教授) 講義資料

3

④ 性的指向・性自認に関する人権について

～多様な性について考えてみましょう～

あなたはこういった場面にあったことはありませんか？

Q1



このサヤカさんの問いかけに対して何か感じることはありませんか？

- A) 特に違和感はありません
B) いまさら彼氏のことを聞くのは失礼だと思う
C) 「恋人＝彼氏」って決めつけていいの？

法務省ウェブサイト「多様な性について考えよう！～性的指向と性自認～」より
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html>

4

Q1の解説

恋愛対象は異性だけとは限りません。あなたは男性が好きですか？女性が好きですか？それとも好きになる人の性別にはこだわりますか？女性との恋人は「彼氏」、男性の恋人は「彼女」と想定されがちですが、異性を好きになる人だけでなく、同性や両性を好きになる人もいます。あるいは、男性にも女性にも恋愛感情を抱かない人もいます。性とはとても多様なのです。

5

Q2の解説

性的少数者の割合については、さまざまな調査結果がありますが、あなたの身近なところにも、差別的な言動に傷ついている人がいる可能性があります。差別的な言動を見かけた時には、「そういうの、よくないよ」と一言、伝えてみませんか？みんなと一緒に笑わない、同調しないというだけでなく、よくないことを毅然と指摘する勇気も時には必要となるのではないのでしょうか。

7

あなたはこういった場面にあったことはありませんか？

Q.2



あなたがトモコさんだったらどうしますか？

- A) ミカさんに同調する
- B) 「そっかなあ」とあいまいに答える
- C) ミカさんに「そういうの、よくないよ」と伝える

法務省ウェブサイトに「多様な性について考えよう！～性的指向と性自認～」より
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html>

6

あなたはこういった場面にあったことはありませんか？

Q.3



あなたがタカシさんだったらどうしますか？

- A) メグミさんの気持ちを大切に話を聞く
- B) びっくりして受け入れられない
- C) 感じた疑問や気持ちを素直に伝える

法務省ウェブサイトに「多様な性について考えよう！～性的指向と性自認～」より
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html>

8

Q3の解説

家族、友達、同僚から、「レスビアンなんだ」「ゲイなんだ...」「トランスジェンダーなんだ...」などと打ち明けられたらどのような対応がよいのでしょうか。打ち明けてもらえたことは、あなたが信頼されているというメッセージです。まずは、真摯にその人の話に耳を傾けましょう。もしも、打ち明けられたことで戸惑ったときは、感じた疑問や気持ちを素直に伝え、相手があなたに望むことは何か率直に聞いてみましょう。打ち明けた人も、打ち明けられた人も対等です。人間関係はお互いを理解し合うことでつくられていきます。

あなたはこういった場面にあったことはありませんか？

Q4



あなたかカオルくんだったらどうしますか？

- A) ヨシオくんから聞いた話を他の人に言いふらす
- B) 信頼できる友人に相談する
- C) ヨシオくんに、ケイタくんの許可なく他人に話さないように注意する

法務省ウェブサイトで「多様な性について考えよう！～性的指向と性自認～」より
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html>

Q4の解説

本人の許可なく、性的少数者であることを他人に暴露することを「アウトイング (Outing)」といます。軽い気持ちや面白半分でアウトイングをしてしまったり、性的少数者であると打ち明けられたことを受け止めきれずに、他の人につい話してしまったり場合もあります。しかし、自分のセクシュアリティを他人に知られたくない当事者にとって、アウトイングは重大な人権侵害です。本人の了解なしに、決して他人には話さないようにしましょう。

安心して話すことができるためには

誰が性的マイノリティの当事者なのか、わからない

当事者の彼らにとっては、誰が本当の理解者かわからない

- 「性的指向や性別違和を言ってくれないから」「話してくれない」「話してくれたいのに」
- こういった言葉や気持ちで、児童を責めないこと
- 性的指向や性別違和を知らなければ支援できないというのではなく、多様性を尊重する環境を整備すること、それ自体が支援になっていく
- ①教員研修の実施
- ②先生が性的指向や性自認、LGBTについてポジティブな発言をする
- ③授業の実施、グループディスカッション、不規則発言は放置しない

※キミの選んだ人生なら、精一杯応援するから！

↑言わない方がいい 思春期の当事者らは「選んだ」とは思っていないことが大半

～カミングアウトとは本来、
自分の意思で気持ち伝えること～

「アウトディング」や
「カミングアウトの強要」の防止について

※本人の意思に反して、性別の悩みや性同一性障害であることを暴露するアウトディングや、本人にカミングアウトするよう強く勧めることは、当事者である子供を傷つけ、不登校やうつ、自殺などにつながる危険性があります。

※児童・生徒の間だけでなく、教員が関わって行われる場合もあることに気を付けましょう。

13

「性」のかたちはいろいろです

- 他の人とちよつと違っていると理由で、LGBTの人がからかわれたり、いじめられたりすることがあります。もし、このことでいじめられたりイヤな思いをしたりしているのであれば、一人で悩まずに信頼できる人に相談してください。LGBTであることを理由に、差別したり、いじめたりすることは、決してあってはならないことです。
- 「性」のかたちはいろいろです。どれも正しい、どれも間違っているというものではなくて、どんなかたちもその人らしさを表しています。顔や声、趣味、好きな色や教科などが人によって違うように、私たちが好きになる性も、表現したい性も人それぞれ違います。違うことが当たり前のことなのです。
- 「性はいろいろある」を理解すること、それはみんなが自分らしく生きていくために、とても大切なことです。

14

LGBTの子供が安心できる環境をつくる方法

☆「カミングアウト」しなくても
安心できる体制をつくる

- 学校の方針として
- 授業やクラスの中で
- 保健室や図書館等の活用

「校内研修のためのハンドブックその2」P28,29参照

15

伝えなければ、伝わらない。

子供の“人生を変える”
先生の言葉があります

心の中で応援していても、言葉にしなければ届かないことも・・・

応援のメッセージを送ること、困っていることがあれば
いつでも職員室や保健室に相談に行ったらいいこと、
一人で抱え込まずに仲間を作っていくこと

児童への応援のメッセージを発するのか、発しないのか。

先生方の決断を彼らは待っています

出典：令和2年度人権教育指導者養成研修（宝塚大学・日高庸晴教授）講義資料

16

※人権教育推進課ホームページには、31ページから34ページの内容についてのパワーポイント資料を掲載していますので、ダウンロードしていただき、校内研修等でご活用ください。<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501000/d00153192.html>



性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）周知資料（一部抜粋）

平成 28（2016）年 4 月 文部科学省

はじめに

文部科学省では、平成 27 年 4 月 30 日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知しました。その背景は以下のとおりです。

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成 15 年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害者に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成 22 年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成 26 年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりとりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」※（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」
（平成 27 年 4 月 30 日児童生徒課長通知）

通知の発出から約 1 年が経過したこの間に、通知に基づく対応の在り方について、学校や教育委員会等から質問も寄せられてきました。

このような状況を踏まえ、このたび、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答を Q & A 方式にしてとりまとめました。

本資料が、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等についての教職員の理解に資するよう活用されることを期待しています。

※ 「自殺総合対策大綱」（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）においては、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。」とされています。

2. 性同一性障害に係る取組の経緯

平成 15 年

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の成立（平成 16 年 7 月施行）

定義、性別の取扱いの変更の審判及びそれを受けた者に関する法令上の取扱いなどを規定しています。

- 以下のすべての要件の下、性別の取扱いの変更の審判を行えること
 - 一. 二十歳以上であること。
 - 二. 現に婚姻をしていないこと。
 - 三. 現に未成年の子がいないこと。（※平成 20 年に「現に子がないこと」から改正）
 - 四. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
 - 五. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

平成 22 年

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」発出



平成 26 年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

性同一性障害に関する教育相談等があったとして、**606 件**の報告がありました。
 ※児童生徒が望まない場合は回答を求めないとしつつ、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数。



平成 27 年

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成 27 年 4 月 30 日児童生徒課長通知）を発出

性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援など具体的事項をとりまとめました。

4. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成 27 年 4 月 30 日児童生徒課長通知）（抄）

（1）性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

③学校生活の各場面での支援について

- ・全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙（※）に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める

呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性） 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

（※）「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」
（平成 27 年 4 月 30 日 児童生徒課長通知）の別紙より

（2）性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- ・学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。 ⇒Q 12
- ・教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- ・性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪形等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が考えられること。
- ・教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

5. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成 27 年 4 月 30 日児童生徒課長通知）等に係る Q & A

Q 1 小・中・高等学校の学校段階で診断の有無に違いが生じる理由は何ですか。

A 性別に関する違和感には強弱があり、成長に従い減することも含め、変容があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合があることも指摘されています。

このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に 15 歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の状況に違いが生じている理由と考えられます。

なお、通知では、診断がなされない場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能としています。

Q2 学校内外のサポートチームのメンバーはどのような者を想定していますか。

A 既に対応を進めている学校の現場では、学校内のサポートチームには、相談を受けた者、管理職、学級・ホームルーム担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが含まれていました。

学校外のチームには、教育委員会、医療機関の担当者などが含まれていました。また、進学先の学校の教職員、スクールソーシャルワーカーのほか、児童福祉を担当する児童相談所や市町村担当部局の担当者との連携を図ることも考えられます。

Q3 「サポートチーム」「支援委員会」「ケース会議」の違いは何ですか。

A 「サポートチーム」は性同一性障害に係る児童生徒を校内外の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に識見を求める際に開催する会議を想定しています。

Q4 サポートチームは生徒指導等に関する既存の組織・会議の活用でも良いのでしょうか。新たな組織・会議を設置する必要がありますか。

A 通知のサポートチームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議と重なる部分もあり、それらを活用することは考えられます。

なお、性同一性障害に係る児童生徒の支援は、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが必要であることには留意が必要です。

Q5 対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのですか。

A 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。

Q6 他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。

A 平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童生徒が他の児童生徒や保護者に知らせておらず、その中には、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。

なお、通知では、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があるとしています。

Q7 関係学会等が提供する情報を得るにはどうしたら良いですか。

A 現在、性同一性障害に係る専門的な助言等を行える医療機関として、GID学会のホームページにおいて「性同一性障害に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」（平成27年2月24日付）が公開されています。

（参考 URL）<http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

また、都道府県等の精神保健福祉センターでは、性同一性障害の相談を受けており、専門機関等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。

Q 8 医療機関との連携について記載がありますが、性同一性障害と思われる児童生徒がいた場合、本人の意向に関わらず、医療機関の診断を受けるようすすめた方が良いでしょうか。

A 医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となります。他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、性同一性障害に係る児童生徒本人やその保護者が判断することです。

このため、児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては具体的な個人情報に関連しない範囲での一般的な助言などを専門の医療機関に求めることが考えられます。

Q 9 性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡についてはどのように考えれば良いですか。

A 性同一性障害に係る児童生徒への対応は重要ですが、その対応に当たっては、他の児童生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童生徒や保護者にも配慮した対応を行っている例があります。

このように、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

Q 10 健康診断の実施に当たっては、どのような配慮が考えられますか。

A 通知は、「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要であること」としています。

健康診断に当たっても、本人等の意向を踏まえた上で、養護教諭は学校医と相談しつつ個別に実施することが考えられます。

Q 11 卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合、指導要録の変更まで行う必要がありますか。

A 通知は、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」としており、指導要録の変更は想定していません。

Q 12 性自認や性的指向について当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。

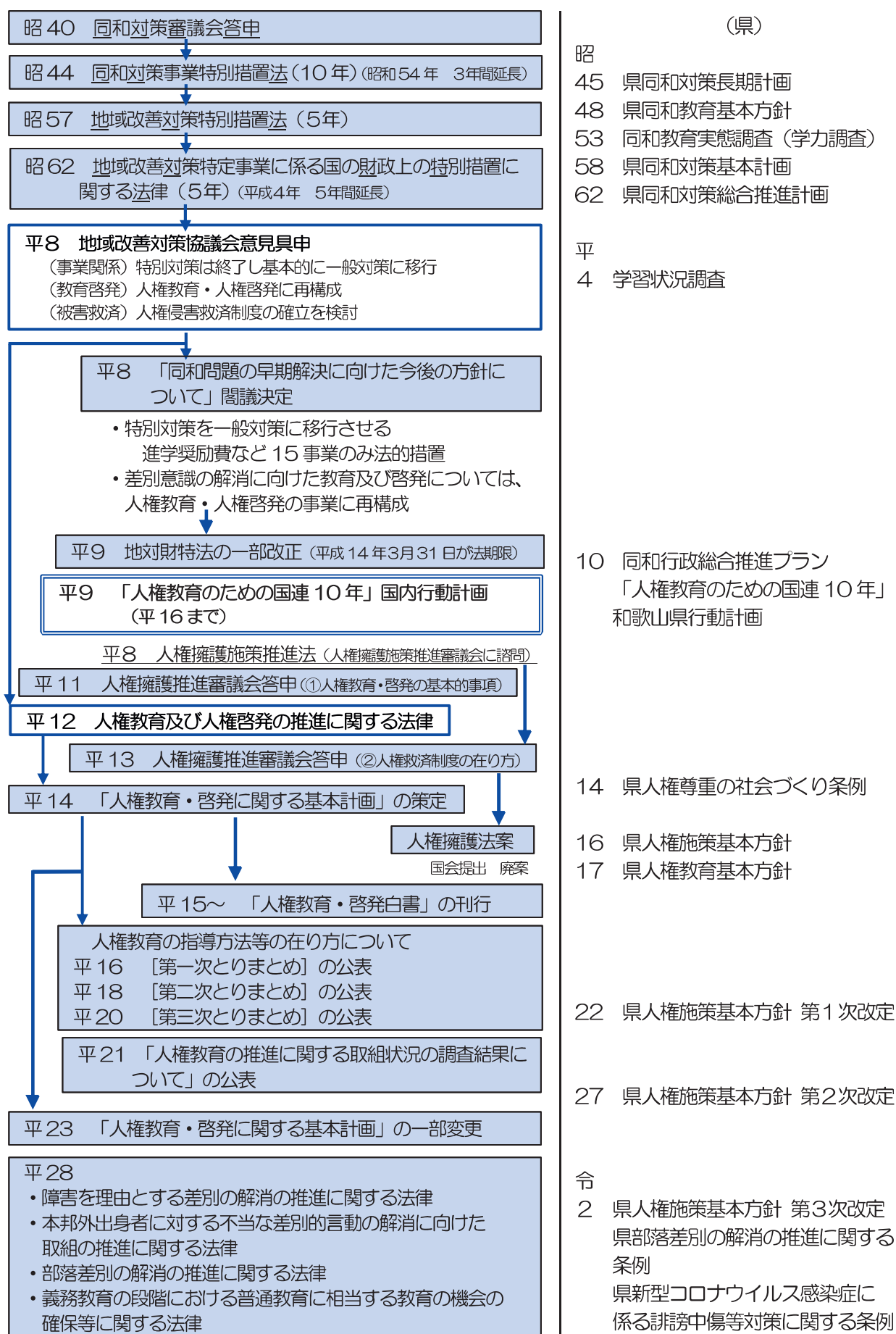
A 一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共有理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められるところであり、適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。

Ⅲ. 人権教育推進のための参考資料

○ 地域改善対策及び人権教育の経緯	42
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）	43
○ 和歌山県人権尊重の社会づくり条例	44
○ 和歌山県人権施策基本方針【第三次改定版】（抄）	46
○ 和歌山県人権教育基本方針	47
○ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）【概要】	49
○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（抄）	52
○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の推進に関する法律 （ヘイトスピーチ解消法）	54
○ 部落差別の解消の推進に関する条例（部落差別解消推進法）	55
○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 （教育機会確保法）（抄）	56
○ 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例	59
○ 和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例	61
○ 人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】【概要】	63
○ 平成 24 年度人権教育の推進に関する取組状況の調査について【概要】	64

地域改善対策及び人権教育等の経緯



人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

（平成 12 年法律第 147 号）平成 12 年 12 月 6 日施行

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）

（平成 12 年 11 月 15 日 衆議院法務委員会で可決する際の附帯決議）

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 一 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
 - 二 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする
- こと。
- 三 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議（参議院）

（平成 12 年 11 月 28 日 参議院法務委員会で可決する際の附帯決議）

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
 - 二 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
 - 三 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする
- こと。
- 四 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努める
- こと。
- 右決議する。

和歌山県人権尊重の社会づくり条例

（平成 14 年和歌山県条例第 16 号）平成 14 年 4 月 1 日施行

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別等を理由としたあらゆる人権侵害や不当な差別が行われることなく、すべての人の人権が尊重される社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

同時に、私たちは、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権の尊重を念頭に置いて、自らの人権を行使するようにならなければならない。

このような認識に立ち、私たちは、現在及び将来の県民が人権という普遍的な文化が根付いた平和で明るい社会の豊かさを等しく享受できるようにすることが、私たちの責務であると確信する。

ここに、私たちは、自然と人間との共生を目指す和歌山県で、人権尊重の社会づくりを進めるために、不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(県の責務等)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村と連携するものとする。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

4 県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について定期的に公表するものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めなければならない。

(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 人権尊重の社会づくりの基本理念
- 二 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- 三 人権に関する相談支援体制の整備に関すること。
- 四 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- 五 その他人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ和歌山県人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。

(和歌山県人権施策推進審議会の設置等)

第5条 和歌山県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項を審議する。

3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第6条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の委員の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

和歌山県人権施策基本方針【第三次改定版】（抄）

平成 16 年 8 月策定

平成 22 年 2 月、平成 27 年 2 月、令和 2 年 3 月改定

第 2 章 人権施策の推進

2 人権教育・啓発の推進

(1) 人権教育・啓発の基本的方向

人権尊重社会を実現するためには、県民一人一人が人権を自らの問題として捉え、人権の意義や人権尊重、そして共に生きることの重要性について、理性及び感性の両面からの理解を深めるとともに、社会に現に生起している問題に対応できるような力を身に付けることが大切です。そのため、人権教育・啓発の果たす役割は極めて重要です。

人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとの両方を組み合わせることが効果的です。また、対象者の年齢層・発達段階に応じながら、日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、様々な創意工夫を凝らしていくことが必要です。

このような認識のもと、人権教育・啓発の実施にあたっては、県民の理解と共感を得られるような内容・方法等により、関係行政機関、企業、民間団体等と連携し、家庭・学校・地域社会・職域などあらゆる場と機会を通じ、総合的な推進に努めます。

(2) 人権教育の基本的な取組

本県においては、同和教育に取り組むことで、同和問題解決への自覚を深めるとともに、自分や他人の人権を尊重しようとする意識や態度を育むなど、多くの面で成果をあげてきました。

しかしながら、今なお、様々な人権問題が存在しており、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度や行動がまだまだ十分に定着していない面が見られます。

これらのことから、全ての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身に付けることをめざした教育を、生涯学習の視点に立って推進します。

ア 家庭における人権教育

家庭における教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、いのちを大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎を育むという点で、全ての教育の出発点となる重要なものです。

保護者がもっている人権感覚は、その態度や行動を通じて子供に伝わるものであり、保護者自身が偏見をもたず、差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子供に示していくことが必要です。

このような認識のもと、関係行政機関や民間団体等と連携しながら、以下の取組を推進します。

- 保護者と子供が共に人権感覚を身に付けられるような保護者の学習機会の充実や情報の提供に努めます。
- 父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の充実など、家庭教育への支援を図ります。

イ 学校教育における人権教育

学校教育では、教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒・学生が社会生活を営むうえで必要な知識・技能や態度を身に付けることを通じて人権尊重の精神を養っていく必要があります。

幼稚園・保育所等においては、身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつことを通して幼児に人権尊重の心の芽生えを培うことが必要です。

小・中・高等学校及び特別支援学校においては、一人一人の違いを尊重しつつ、自ら学び自ら考える力や豊かな心などの「生きる力」を育む中で、人権について理解を深め、いのちを大切にすることや、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが態度や行動に現れるような実践力を育成することが必要です。

また、大学等については、人権尊重の理念についての理解を更に深め、社会の中に活かしていく力を開発することをめざした人権教育を一層促進することが必要です。

このような認識のもと、以下の取組を推進します。

- 学校における人権教育の指導計画の充実や指導方法等の工夫改善の取組を支援します。
- 社会教育との連携を図りながら、社会奉仕体験活動や自然体験活動など多様な体験活動や高齢者・障害のある人等との交流の機会の充実を図ります。
- 各学校が、人権尊重の視点に立った教育指導や学校運営に努めるとともに、養成・採用・研修を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについて、十分な認識や指導力をもった人材の確保に努めます。

ウ 社会教育における人権教育

社会教育においては、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。また、この人権に関する学習では、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養っていくことが求められます。

このような認識のもと、以下の取組を推進します。

- 公民館などの社会教育施設を中心として、学校やNPO等の民間団体との連携を図りながら、人権に関する多様な学習機会の提供や、社会奉仕体験や自然体験など多様な体験活動や高齢者・障害のある人等との交流の機会の充実を図ります。
- 人権に関する学習意欲を高めるための指導方法の研究・開発及びその普及に努めます。
- 地域社会における人権教育の推進体制の充実を図るため、指導者の養成及び、資質の向上に努めます。

和歌山県人権教育基本方針

平成 17 年 2 月 15 日制定

和歌山県教育委員会

国連は、二度にわたる世界大戦の反省から、人権の尊重が平和の基礎であるとの認識のもと、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたった世界人権宣言を採択しました。そして、その理念を実現するため、人権に関する諸条約の採択をはじめ「人権教育のための国連 10 年」を定めるなど、様々な取組を行ってきています。

わが国では、日本国憲法施行後、基本的人権の享有を保障するため、人権に関する各般の施策が講じられてきました。また、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者を育成する教育が、学校、家庭、地域のあらゆる場で推進されてきたところです。

本県においては、人権を尊重する社会づくりに向けて、同和問題解決への取組がその先導的な役割を果たしてきました。教育の面においては、和歌山県同和教育基本方針に基づき、「部落差別を取り除く人間」の育成を目的に、部落差別とそれを支えている様々の不合理な問題についての学習をとおして、同和問題解決への自覚

を深めるとともに、自分や他人の人権を尊重しようとする意識や態度をはぐくむなど、多くの面で成果をあげてきました。

しかしながら、残念なことに、今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、感染症（ハンセン病、HIV等）・難病患者などをめぐる差別や虐待などの人権侵害が存在しています。また、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じています。加えて、お互いの生命と生活を守るためには、自然との共生も視野に入れて考えることが大切です。

真に人権が理解され、擁護され、尊重される社会を築くことは、21世紀に生きる私たちが不断の努力をもって取り組まなければならない重要な課題であり、責務です。

和歌山県教育委員会は、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目指した教育を行うことが、生涯にわたるすべての教育活動の根幹をなすものであるとの認識に立ち、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、同和教育の成果を生かし、人権が尊重される社会を築く人間を育成するため、以下の方針に基づき人権教育を推進します。

（目的）

- 1 すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身につける。
 - （1）自分自身が価値ある大切な存在であるという感情を養うとともに、公正や公平を重んじ、他の人と共によりよく生きようとする態度をはぐくむ。
 - （2）人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自らの権利の行使とそれに伴う責任を自覚し、具体的な人権課題について学習することをとおして、人権問題の解決に取り組もうとする態度をはぐくむ。
 - （3）多様な文化や個人の価値観等を尊重し、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力を高め、社会に参加する中で、多くの人と合意を形成し、問題の解決に取り組むための能力を身につける。

（教育行政）

- 2 教育行政においては、人権教育を進めるために必要な実態の把握に努める。また、学校、家庭、地域がそれぞれの特性を発揮し、互いに連携協力しながら、生涯のあらゆる段階において、効果的に人権教育が行われるよう必要な施策を講じる。

（学校教育）

- 3 学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの実態を十分に把握し、一人一人を大切にされた教育を推進する。また、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努める。

（社会教育）

- 4 社会教育においては、一人一人が自分らしく生きることができるとともに、住みよい社会の実現を目指し、人権に関する多様な学習機会の充実を図るなど、地域社会における人権についての学習活動の振興と充実を努める。

（家庭教育支援）

- 5 家庭において、人権尊重の意識を高める教育が行われるよう、人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど、家庭教育の支援に努める。

(指導者の養成)

6 指導者の養成においては、人権や人権問題についての理解を一層深め、人権教育を行う上で効果的な方法を身につけるための研修を充実するなど、資質の向上に努める。また、自ら人権意識の高揚に努め、学習者の疑問や意見を受け止め、それを学習活動に生かしていくことができる指導者を養成する。

(人権侵害への対応)

7 差別や虐待などの人権侵害が発生した場合、関係者の所属する機関等が事実を正確にとらえ、責任を持って対処する。そして、一人一人が自らの問題として学び、人権教育を一層前進させる機会とするよう努める。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）【概要】

(文部科学省ホームページより)

「児童の権利に関する条約」は、1989年(平成元年)11月20日に第44回国連総会において採択され、我が国は、1990年(平成2年)9月21日にこの条約に署名し、1994年(平成6年)4月22日に批准を行いました。(我が国については、1994年5月22日に効力が生じています。)

この条約は、世界の多くの児童(児童については18歳未満のすべての者と定義。)が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。

本条約の発効を契機として、更に一層、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。

この条約は、前文、本文五十四箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 児童の定義

児童とは、十八歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く(第一条)。

2 締約国の義務

(1) 一般的義務

(2) 生命に対する権利

締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する(第六条)。

(3) 登録、氏名、国籍等についての権利

(イ) 締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する(第七条)。

(ロ) 締約国は、児童が国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項を保持する権利を尊重し、その身元関係事項が不法に奪われる場合には、これを回復するため、適当な援助及び保護を与える(第八条)。

(4) 家族から分離されない権利

- (イ) 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方又は双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する（第九条）。
- (ロ) 家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う（第十条）。
- (ハ) 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる（第十一条）。

(5) 意見を表明する権利

締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される（第十二条）。

(6) 表現の自由についての権利

児童は、表現の自由についての権利を有する（第十三条）。

(7) 思想、良心及び宗教の自由についての権利

締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する（第十四条）。

(8) 結社及び集会の自由についての権利

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める（第十五条）。

(9) 干渉又は攻撃に対する保護

いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない（第十六条）。

(10) 情報及び資料の利用

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が多様な情報源からの情報及び資料を利用し得ることを確保する（第十七条）。

(11) 家庭環境における児童の保護

- (イ) 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するとの原則の認識を確保するために最善の努力を払う（第十八条）。
- (ロ) 締約国は、虐待、放置、搾取（性的虐待を含む。）等から児童を保護するためのすべての適当な措置をとる（第十九条）。
- (ハ) 家庭環境を奪われた児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第二十条）。
- (ニ) 締約国は、児童の養子縁組に当たり、児童の最善の利益について最大の考慮が払われること、また、権限のある当局によってのみこれが認められることを確保する（第二十一条）。

(12) 難民の児童に対する保護及び援助

締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が適当な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適当な措置をとる（第二十二条）。

(13) 医療及び福祉の分野における児童の権利

- (イ) 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第二十三条）。
- (ロ) 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める（第二十四条）。
- (ハ) 締約国は、養護、保護又は治療を目的として収容された児童に対する処遇等に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める（第二十五条）。
- (ニ) 締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、このための必要な措置をとる（第二十六条）。
- (ホ) 締約国は、相当な生活水準についての児童の権利を認める（第二十七条）。

(14) 教育及び文化の分野における児童の権利

- (イ) 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる（第二十八条）。
- (二) 締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する（第二十九条）。
- (ハ) 少数民族に属し又は原住民である児童は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない（第三十条）。
- (ニ) 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める（第三十一条）。

(15) 搾取等からの児童の保護

- (イ) 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める（第三十二条）。
- (ロ) 締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童の保護等のためのすべての適当な措置をとる（第三十三条）。
- (ハ) 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する（第三十四条）。
- (二) 締約国は、児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な措置をとる（第三十五条）。
- (ホ) 締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する（第三十六条）。

(16) 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における児童の保護

- (イ) 締約国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと等を確保する。締約国は、また、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されることがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する（第三十七条）。
- (ロ) 締約国は、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる（第三十八条）。

(ハ) 締約国は、放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる（第三十九条）。

(ニ) 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての意識を促進させるような方法等で取り扱われる権利を認める（第四十条）。

3 条約と国内法及び他の国際法との関係

この条約のいかなる規定も、締約国の法律及び締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない（第四十一条）。

4 条約の広報義務

締約国は、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する（第四十二条）。

5 委員会の設置等

(1) この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する（第四十三条）。

(2) 締約国は、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長を通じて委員会に提出することを約束する（第四十四条）。

(3) 委員会は、専門機関及び国連児童基金その他の国連の機関からこの条約の実施についての報告を提出するよう要請することができる。また、委員会は、提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる（第四十五条）。

6 最終条項

署名、批准、加入、効力発生、留保等について規定している（第四十六条から第五十四条まで）。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（抄）

（平成 25 年法律第 65 号） 平成 28（2016）年 4 月 1 日施行

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)

(平成 28 年法律第 68 号) 平成 28 (2016) 年 6 月 3 日施行

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

(平成 28 年法律第 109 号) 平成 28 (2016) 年 12 月 16 日施行

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 11 月 16 日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 12 月 8 日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）（抄）

（平成 28 年法律第 105 号）平成 29（2017）年 2 月 14 日施行
（ただし、法第 4 章は平成 28（2016）年 12 月 14 日施行）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。
- 二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- 三 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。
- 四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努

めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策

(調査研究等)

第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教材の提供その他の学習の支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供（通信の方法によるものを含む。）その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするた

め、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

(令和2年和歌山県条例第10号) 令和2年3月24日施行、令和2年12月24日一部改正

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例（平成14年和歌山県条例第16号）の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、部落差別の解消のための取組は、国、県、市町村、県民、事業者、関係機関等が相互に協力して行うものとする。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。

2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、部落差別の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(特定電気通信役務提供者の責務)

第7条 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消を推進するための施策に協力するものとする。
- 3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって部落差別が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報（次条において「提供情報」という。）の送信を防止する措置を行うものとする。

（部落差別への取組）

第8条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。

- 2 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。
- 3 県は、第1項の規定による必要な説示を行い、部落差別を行わないこと及び当該情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。
- 4 県は、第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。
- 5 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すよう、要請することができるものとする。
- 6 県は、第2項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

（教育及び啓発）

第9条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

（相談体制の充実）

第10条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

- 2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

（部落差別の実態把握）

第11条 県は、部落差別の解消の推進に関する法律第6条の規定による国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ差別の実態の把握を行うものとする。

附 則（令和2年3月24日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月24日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例

(令和2年和歌山県条例第64号) 令和2年12月24日施行

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例(平成14年和歌山県条例第16号)の理念にのっとり、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。

2 この条例において「新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等」とは、新型コロナウイルス感染症に感染したこと若しくは感染したおそれがあること又は新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないことについて、これらの事実があることを理由として、その事実の有無にかかわらず誹謗中傷し、若しくはその事実を殊更に摘示することにより不当に名誉を毀損し、又は本人(当該本人が未成年者又は成年後見人の場合にあっては、その法定代理人)の同意を得ることなく公表されていない情報を不当に公表する行為をいう。

3 この条例において「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号。以下「法」という。)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。

(新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の禁止)

第3条 何人も、次に掲げる方法のいずれかにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行ってはならない。

- (1) インターネットを通じて情報を提供することにより行う方法
- (2) 発言、落書き、張り紙その他前号に掲げる方法以外の方法

(県の責務)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の実態を把握するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。

3 県は、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持つことにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、従業員に対し、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすための正しい知識の普及、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすための施策に協力するものとする。

(特定電気通信役務提供者の責務)

第7条 特定電気通信役務提供者は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持つことにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすための施策に協力するものとする。

3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報（次条において「提供情報」という。）の送信を防止する措置を行うものとする。

(新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等への取組)

第8条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条の規定に違反して同条第1号に掲げる方法により新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して必要な説示をするとともに、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。

2 県は、市町村との適切な役割を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条の規定に違反して同条第2号に掲げる方法により新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して必要な説示をするとともに、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないよう促すものとする。

3 県は、第1項の規定により必要な説示を行い、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないこと及び当該新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。

4 県は、第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないよう、勧告するものとする。

5 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条の規定に違反して同条第1号に掲げる方法により新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して必要な説示をし、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないこと及び提供情報を削除することを促すよう、要請することができるものとする。

6 県は、第2項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条の規定に違反して同条第2号に掲げる方法により新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して必要な説示をし、及び新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

(教育及び啓発)

第9条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われないようにするため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(相談体制の充実)

第10条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

附 則 (令和2年12月24日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

☆人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している

- 「人権教育の指導方法等の在り方について」
 - *【第一次とりまとめ(平成16年6月)】；「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示
 - *【第二次とりまとめ(平成18年1月)】；指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供

⇒【第三次とりまとめ】；第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】

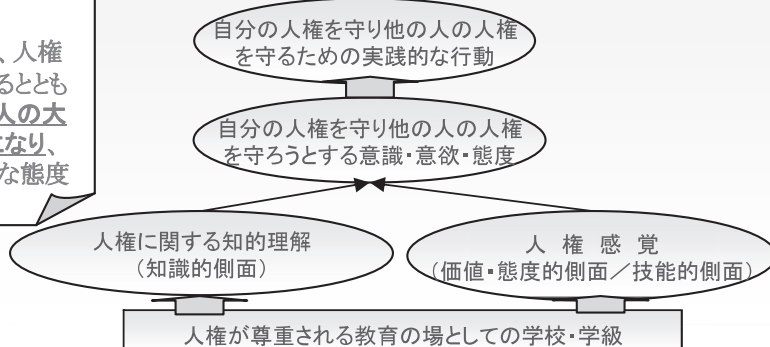
指導等の在り方編

第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】



第Ⅱ章 学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

第2節 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

実践編

「指導等の在り方編」の理解を助ける43の実践事例等

I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携【事例1～9】

- 全体計画及び年間指導計画の例
 - 学校としての取組の点検・評価の取組例
 - 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間連携の取組例
- など

II 人権教育の指導内容と指導方法【事例10～30】

- 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- 効果的な学習教材の選定・開発の例
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- 「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫例

III 教育委員会及び学校における研修等の取組

【事例31～43】

- 各学校の成果に関する情報発信の取組例
 - 効果的な研修プログラムの例
- など

平成24年度人権教育の推進に関する取組状況の調査について【概要】

調査概要

趣旨:「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を踏まえ、各教育委員会や学校における人権教育の取組状況を把握する。

対象:全国の都道府県・市町村教育委員会、1,872の公立学校(無作為抽出)

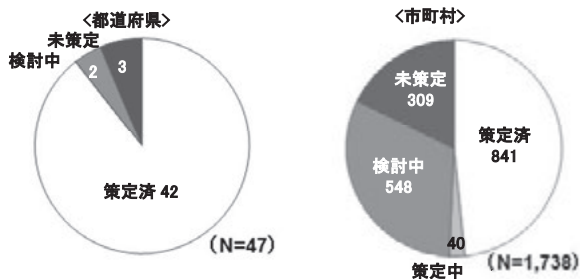
調査結果総論

各教育委員会や学校における人権教育の取組については、概ねその定着が図られていると言え、また、一部の教育委員会においては積極的かつ継続的に人権教育の取組を推進しているが、前回調査の結果と比べ、大きな進展が見られるという状況にまでは至っていない。

調査結果各論

① 教育委員会における取組の活性化

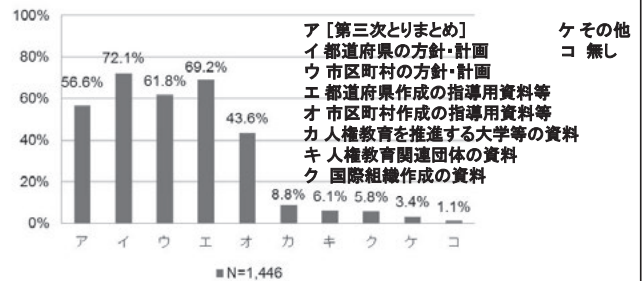
【現状】 人権教育の推進方針・計画の策定状況<教育委員会>



【提言】 未策定の教育委員会においては、人権教育の推進方針・計画の作成作業を早急に進めていただきたい。

② [第三次とりまとめ]についての周知・理解の促進

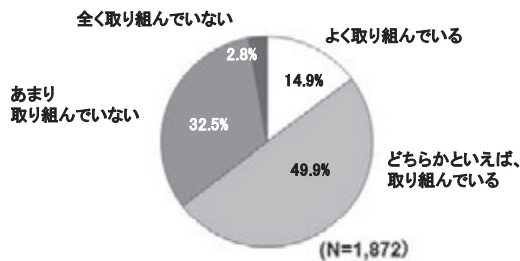
【現状】 人権教育の計画策定に当たり参考にした資料<学校全体>



【提言】 学校において[第三次とりまとめ]がより一層活用されるための工夫をお願いしたい。

③ 指導内容・方法等に関する校内研修の充実

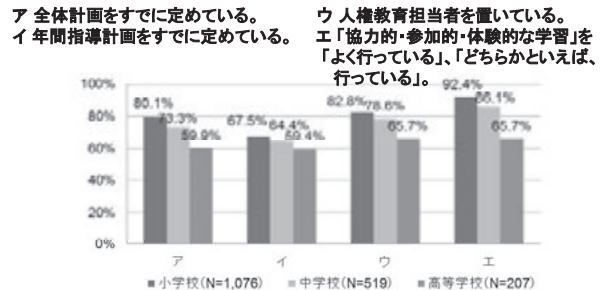
【現状】 人権教育に関わる校内研修の取組状況<学校全体>



【提言】 学校において[第三次とりまとめ]の実践等を参考にしつつ、研修を積極的に進めていただきたい。

④ 全ての学校種における人権教育の取組の促進

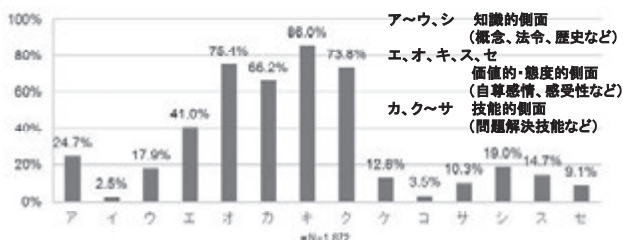
【現状】 各学校種における人権教育の取組状況<小中高等学校>



【提言】 いずれの学校種においても、それぞれの学校の児童生徒の実態に応じた人権教育の実践をお願いしたい。

⑤ 三側面の総合的な取り扱い

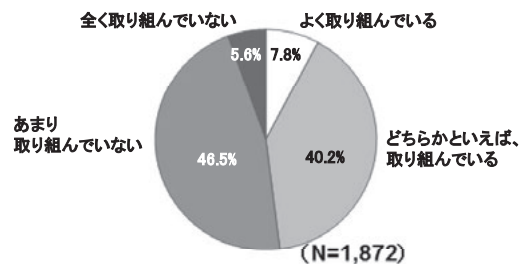
【現状】 人権教育の指導内容として力を入れている項目<学校全体>



【提言】 知識的、価値的・態度的、技能的側面それぞれに同様な重みを置いて同時に取り上げられるよう改善をお願いしたい。

⑥ 家庭・地域との連携の一層の促進

【現状】 人権教育に関わる研修の一環としての家庭・地域との相互理解に関する研修実施状況<学校全体>



【提言】 学校・家庭・地域の連携を一層推進していただきたい。

参考文献・資料

刊行物名	発行等
人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]	文部科学省 https://www.mext.go.jp/b_menu/singi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm
部落差別解消推進条例を施行しました 差別が行われない社会に向けて (リーフレット)	和歌山県企画部人権局人権政策課 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/d00203694.html
新型コロナ誹謗中傷対策条例を施行しました 誹謗中傷が行われない社会の実現を目指して (リーフレット)	和歌山県企画部人権局人権政策課 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/d00206062.html
新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！ ～負のスパイラルを断ち切るために～	日本赤十字社 http://jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html
文部科学大臣からのメッセージ 新型コロナウイルス感染症に関する 差別・偏見の防止に向けて (令和2年8月25日)	文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html
多様な性について考えよう！ ～性的指向と性自認～	法務省人権擁護局 http://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html
性同一性障害や性的指向・性自認に係る、 児童生徒に対するきめ細かな対応等の 実施について（教職員向け）	文部科学省 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf
児童の権利に関する条約について	文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/okusai/jidou/main4_a9.htm
平成24年度人権教育の推進に関する 取組状況の調査結果について (平成25年10月)	文部科学省 https://www.mext.go.jp/b_menu/singi/chousa/shotou/024/report/1341058.htm

人権教育資料第 43 集「明日へのとびら」

人権教育学習プラン 校内研修のための資料集 その 2

事務局：和歌山県教育庁教育総務局人権教育推進課

令和 3 年 3 月印刷

令和 3 年 3 月発行

編集 和歌山県教育委員会

発行 和歌山県教育委員会

印刷 有限会社隆文社印刷所